

○議長 辻本 一夫君

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様おはようございます。6番、本田、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

人生100年時代の到来を準備するかのような高齢者の就労方法が、様々な分野で議論されています。会社の定年退職等のきっかけで地域に戻ってきた個々人の培ってきた知識や能力を地域社会で活用することは、貴重な人材活用の有効策であると考えます。また、不足していると言われている地域のリーダーとなるべき人々の人材育成についても、各企業等で活躍された高齢者の方々の活用方法によっては、地域リーダーとしての発掘の選択肢の1つにもなるかと考えます。

皆様御存じのように2021年4月1日から70歳までの就業確保が努力義務化され、今年の4月からの年金の大改正では、60歳以降に働く人が意欲を持って勤務できるように年金減額基準額が引き上げられたり年金繰下げ受給の上限年齢を75歳に引き上げたり等々の変更がありました。60歳以降の働き方が大きく変わり、働く場所の選択が広がっています。言葉を少し換えて言うならば、いつまで働いていつから年金をもらうか自分で決める時代がやってきたといった、年金のオーダーメイドの感じすらあります。年齢を重ねた方々が生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりのためにも、働き方改革に対応する必要もあるかと思えます。そこで質問をいたします。

要旨1、芦屋町は高齢者の就労に対する取組をどのようにされていますか。また、福岡県内には60市町村があり、シルバー人材センターに関わる54市町村が存在します。芦屋町はどうして関わっていないのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町における高齢者の就労に関する取組について御説明いたします。

まず、直接的な取組としまして高齢者能力活用事業を行っております。この事業は働く意欲を持っている健康な高齢者がその経験能力や希望を生かし、働く機会を確保することによって生活感の充実、福祉の増進、ひいてはその経済力、社会的地位の向上を図ることを目的としております。なお、事業の運営に関しましては、社会福祉法人芦屋町社会福祉協議会に委託して行っております。

次に、間接的な取組としまして町のホームページや広報あしやの記事掲載などを通して、福岡県が設置する福岡県生涯現役チャレンジセンターをはじめとする高齢者の就労を支援する関係機関の窓口や、セミナー開催情報などの周知を行っております。

令和4年第2回定例会（本田浩議員一般質問）

シルバー人材センターについては議員御指摘のとおり、福岡県内60市町村のうち54市町村が単独または広域での運営を行っており、芦屋町におきましても過去にシルバー人材センターへの移行を検討いたしました。検討結果としましては、高齢者能力活用事業の運営委託であれば社会福祉協議会が既に組織としての人員体制が整っているため、住民からの依頼や高齢者の登録などを取りまとめる管理人を確保すれば事業実施が可能ですが、シルバー人材センターへの移行となると公益社団法人の新たな設置となり、事務所の設置など組織体制の整備から必要となります。その体制整備に係る管理費や人件費も高額となり、福岡県シルバー人材センター連合会から補助金を受けることが可能にはなるんですけれども、町からの補助金支出も大幅な増額となります。福岡県シルバー人材センター連合会と意見交換した結果、「芦屋町の人口規模や高齢者数からも、シルバー人材センターの設置は効率的にもよくない。」との意見もいただきました。費用対効果等を総合的に判断し、過去に見送った経緯がございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移ります。

現在、高齢者能力活用事業で勤務する方の御年齢は何歳から何歳まで募集をされ、募集方法及び全体で何名の方が在籍されているのか、またどのような仕事内容があるのか、ホームページは見ましたけれども確認を含めてお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町高齢者能力活用事業実施要綱の規定では、就労者の要件を「町内に居住するおおむね60歳以上の健康で働く意欲を持っている方」としております。実際に就労を希望する方については、あらかじめ社会福祉協議会に登録を行っていただいています。

登録者の募集に関しましては広報あしやのほか社協だよりの紙上で募集記事の掲載を行っており、令和4年度の状況としまして60歳から最高は90歳の方まで、計54名の方が登録されております。また、具体的な仕事内容としましては、役場庁舎の清掃業務や公園を含む町有地の植樹管理・除草作業などの委託を受けております。個人宅の樹木剪定やふすま・障子の張りかえなど、多種多様な分野で活躍されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。

高齢者能力活用事業とシルバー人材センターとの相違について、どのようなメリット・デメリットがあるのかをお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者能力活用事業のメリットとしまして、町の事業であることから低価格で地域の方々に利用していただけることです。また、事務局人件費等については町からの委託料で賄われていることから、事業収益のほとんどが就労者に分配されていることが挙げられます。また、町が支出する費用が抑えられるメリットもあると思います。デメリットとしましては、町が発注する業務の受注割合が高く民間の業務に注力することが難しいため、サービスの多様性などの面で民間企業に劣るところもあるかとは思いますが。

シルバー人材センターのメリットとしましては、独立した事業者として労務単価や諸経費率を自由に設定できることです。また、町内での登録者数が減少した場合でも、横のつながりとして近隣市町村のシルバー人材センターから人材派遣を受けることができ、柔軟な対応が可能になります。さらに、福岡県シルバー人材センター連合会から新たな仕事の種類開拓のノウハウ、こちらを受けることも可能かと考えます。デメリットとしましては、新たな法人設立のため維持管理経費が増大することです。また就労者側のメリットとしてお話しましたが、労務単価を自由に設定できるようになり、仮に単価を上げた場合には維持管理経費と合わせて経常的な支出が増大するため、料金を払ってサービスを利用する側、つまり一般住民の方の金銭的負担の上昇が考えられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今の御回答の中でデメリットについてもかなりの数を御回答いただいたわけではありますけれども、県内市町村の9割がシルバー人材センターに関わっている現状から、近隣市町村と連携しているなど地域の利用者、勤務されている方の双方にとってデメリットよりメリットのほうが大きいのではないかと考えますが、いかががお考えかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

令和4年第2回定例会（本田浩議員一般質問）

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

近隣のシルバー人材センターとの連携につきましては先ほどメリットでも説明しましたが、他地域のシルバー人材センターとの相互の人材派遣の可能性が増えることなどから、安定的な業務提供や就労につながるものが考えられます。また、福岡県シルバー人材センターのノウハウにより、新たな業務開拓の可能性が広がることも大きなメリットであるというふうには考えます。

また、勤務されている方の視点での業務単価のアップですね、こちらは就労者の処遇改善のメリットとしては大変大きいと考えますが、反面、利用者側からの視点では費用負担が増大するなどのデメリットとなり得ることも想定されます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の4に移ります。

今後、高齢者の多様な能力を幅広く活用するために、処遇改善の意味合いから登録人数を増加させたり仕事内容に幅を持たせたり、町民のニーズに応えることがさらに必要と思いますが、いかがお考えかお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

様々な経験やスキルを持った高齢者の方に就労者として登録していただき実際に活躍していただくことが、仕事内容に幅を持たせ、ひいては就労者はもちろん事業を利用する住民にとっても事業の魅力向上につながるものと考えております。今後、事業委託先である芦屋町社会福祉協議会ともですね、協議を行い、仕事内容の拡大に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、シルバー人材センターへの移行に関しましても、手法としましては芦屋町単独での設置、近隣自治体でのシルバー人材センターとの共同設置などが考えられます。福岡県シルバー人材センター連合会などの関係機関や近隣市町村の取組状況など、芦屋町に適した高齢者の方の就労支援の方策について今後、調査研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

先ほどの回答の中に、福岡県シルバー人材センター連合会と意見交換した結果、芦屋町の人口規模や高齢者数からもシルバー人材センターの設置は効率的によくないとの意見もあり、費用対効果を総合的に判断し見送った経緯があったとのことでしたけれども、時間の経過とともに仕組みや制度などに追加や変更があったりなど、1つの仕組みを取り巻く様々な要因の変更もあるかと思えます。そこで現状では、再度働く人にも利用者される方にも、町にとってもどのような効果があるのかを検証していただき、その結果をもって再検討していただきたいことを提案して、次の質問に移ります。

件名の2です。地域包括ケアシステムを厚生労働省のホームページから見てみますと、日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しており、65歳以上の人口は現在3,500万人を超えており2042年には3,900万人でピークを迎えますが、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため厚生労働省においては2025年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指すなど様々な高齢者対策が記載されていますが、その中から自助・互助・共助・公助について芦屋町の現状をお聞きします。

要旨の1、芦屋町の公助と、地域が行っている地域社会における互助の重要性についてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

では、お答えいたします。地域包括ケアシステムにおける自助・互助・共助・公助の違いと役割について、確認の意味を含めて説明させていただきます。

まず自助ですが、これは日頃の健康管理や自費で賄える民間サービスの利用など、自分の生活をより豊かにするために自分でできることは自分でやるということです。次に互助ですが、家族内での助け合いのほか自治区や老人クラブなどの地域の住民組織、ボランティア団体による住民相互の助け合いのことです。ごみ出しや買物支援など日常生活上の支援のほか、災害時の避難行動要支援者への避難支援などの取組が該当いたします。その次の共助は、互助と同じく人々の助け合いのことを指しますが、互助との違いとしまして助け合いの仕組みがより大きな枠組みで制度化されたものと捉えることができます。介護保険制度のように、みんなで保険料を出し合い、介護を必要とする人に介護給付費を支給して負担を軽減する仕組みなどが該当いたします。最後

令和4年第2回定例会（本田浩議員一般質問）

に公助ですが、これは行政が直接住民を支援することです。例としまして、町が実施する配食サービス等の各種福祉サービス事業の実施や県が所管する生活保護制度など、公費で賄われるものがこれに当たります。

平成12年に介護保険制度が導入される以前、高齢者が施設に入所するには、現在のように契約による入所ではなく行政による措置入所が基本であったことなどからも分かるように、福祉といえばこれまで公助や共助がそのほとんどを占めてきており、現在でも住民の生活の安定を守るためには公助は欠かすことができないものです。その一方で、先ほど議員の御発言にもありましたように少子高齢化が進行するにつれ、公費負担による公助だけでは増大する社会保障費を現役世代が支え切れなくなることは明白でございます。地域における住民相互の助け合いである互助の重要性は、ますます高まっているものと感じております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移ります。

地域力を高めるには自助・互助・共助・公助のバランスが必要と思います。御近所の助け合いやボランティア活動などは、安心感のある安全な町にもつながります。高齢化から超高齢化社会に向かう中で、今後は多様な能力を持った高齢者の方が多く地域社会に存在するようになります。そこで、芦屋町で地域を支える互助の団体と関わりはどのようになっているのかをお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

地域を支える互助の団体としましては様々な団体が活動されておりますが、特に高齢者の支援に関わっている団体と町の関わりについて御説明いたします。

まず芦屋町老人クラブ連合会についてですが、この団体は芦屋町の地域ごとの老人クラブ14団体、500人を超える会員によって構成されており、高齢者自らが取り組む健康・友愛・奉仕を基本として活動されております。町はこの団体の活動に対し活動経費の一部を支援するとともに、団体主催のイベント等の開催に当たり職員による開催支援等も行っております。

次に芦屋町手をつなぐりボンの会についてですが、この団体は様々な分野の福祉活動を行う6つのボランティア団体、200人近い会員によって構成されております。構成団体のうち八朔の会につきましては、先ほど公助の説明の際にも取り上げた町の福祉サービスの1つである高齢者等配食サービス事業において、町が芦屋町社会福祉協議会に委託している事業に対し、調理や配

令和4年第2回定例会（本田浩議員一般質問）

送など多大な御協力をいただいております。町としましては福祉分野のボランティア活動の一助となるよう、芦屋町社会福祉協議会を通してリボンの会の会員が参加する研修等の費用の一部を支援しております。

次に、あしや助けあい・支えあいの会、通称あしたの会ですが、この団体は平成30年3月に設立された比較的新しいボランティア団体です。設立の経緯としましては、会員同士の助け合い事業を模索していた芦屋町老人クラブ連合会事務局と、高齢者等への生活支援サービスの立ち上げのきっかけを探していた町の方針が一致し、さらに芦屋町区長会や芦屋町民生委員・児童委員協議会の賛同を得て、町の委託を受けて配置されている生活支援コーディネーターを中心とした芦屋町社会福祉協議会が取りまとめを行ったことがきっかけであります。会員相互の支え合い・助け合いのために、住民の住民による住民のための福祉、こちらを基本とし、有償でのボランティア活動を行っております。町から金銭面での支援は行っておりませんが、公的サービスで対応できない困り事を抱えた方への会の案内を行っているほか広報あしやで会の活動を取り上げるなど、会員数の増加に向けた支援を行っているところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今、地域を支えていただいています互助団体のことについて御回答いただいたわけですが、人生100年時代に向けた元気な高齢者の会として、平成30年3月に設立をされた比較的新しいボランティア団体である高齢者の共助を実施されている、あしや助けあい・支えあいの会、通称あしたの会について少し詳しい活動内容をお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

あしたの会の活動内容としましては、独居の高齢者のごみ出し支援、室内の清掃、電球交換から見守りも兼ねた話し相手など、多岐にわたって独自の活動を展開されております。あしたの会は、利用会員・協力会員・賛助会員の3種類の会員から構成される団体です。

利用会員は年会費500円を払って会に登録し、公的サービスでは対応できない日常生活を送る上での困り事を1人当たり10分100円の対価を支払って協力会員に手助けしてもらいます。協力会員も年会費500円を払って会に登録し、支援を必要とする利用会員の手助けを行い、10分100円の対価を受け取ります。利用会員と協力会員の間利用調整や派遣人数の調整などは、芦屋町社会福祉協議会が事務局として取り持っております。なお、利用会員と協力会員に同

令和4年第2回定例会（本田浩議員一般質問）

時に登録し、ある面では支援を受けつつ自分の強みを生かして誰かの支援をすることも可能となっております。賛助会員は会の活動方針に賛同した個人または法人で、一口500円から会の活動のために会費を納入しております。令和3年度末の会員数は、利用会員が50人、協力会員が49人、個人賛助会員が16人、団体賛助会員3団体、こちらは芦屋町区長会、芦屋町老人クラブ連合会、芦屋町民生委員・児童委員協議会となっております。

あしたの会の仕組みの中で特筆すべき点として、有償でのボランティア活動であるということが挙げられます。対価を払うことで利用会員も遠慮することなく支援を受けることができ、また協力会員の方も、安価ではあっても対価を受けることで支援活動に責任感を持つことができるという、双方にとってメリットのある仕組みであると考えます。また、会員相互の助け合いの精神が育まれることで、今は支援をする側の協力会員も将来、支援の受け手である利用会員に円滑に移行することも考えられます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。

今後はさらに自助・互助の果たす役割は大きくなり、意識して取り組んでいく必要があります。人とのつながりが強い芦屋町では、互助である住民同士の支え合いの効果をいかにお考えかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

人生100年時代の到来、少子高齢化が進行する社会情勢の中で住民の福祉向上を図るためには、公助だけでは限界があることは明らかです。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活していくためには、今後ますます地域のつながりや住民相互の支援が重要となります。また、近年多発している自然災害の脅威から高齢者をはじめとする避難行動要支援者を守るために、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援など、防災分野での地域の助け合いもますます重要になっていきます。町といたしましても地域交流サロンや自治区公民館体操などの支援、こちらを通して高齢者の健康に対する意識が高まっており、また、地域の高齢者同士のつながりが深まっているという手応えを感じております。

今後も自治区や老人クラブ連合会などの住民組織、あしたの会や手をつなぐリボンの会などをはじめとする各ボランティア団体、芦屋町社会福祉協議会などの関係団体と協力しながら、さら

令和4年第2回定例会（本田浩議員一般質問）

に支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

たくさんの互助団体が芦屋町では御活躍されています。老人クラブ連合会、芦屋町手をつなぐリボンの会、この会は平成12年6月に結成され既に20年以上経過しており、この会の中には八朔の会、虹の会、芦屋町食生活改善推進会、めるへん、あしの会、芦屋手話の会と6つの会があり、比較的新しいあしたの会は、介護保険制度では対応が難しいものへの対応など介護職の専門家の参加もあり、芦屋町では困ったときに「助けて。」と言える人間関係や環境が整備されていると思います。

以前から、超高齢化社会では高齢者を支えるのは高齢者とも言われています。顔が見える距離感が芦屋町のいいところと思っています。芦屋町は、広報あしやに2か月に1度、高齢者支援係が「私たちの手で支えあいの地域をつくる」コーナーを設け、「人と地域がつながっていますよ」のメッセージを発信され、毎月の広報あしやを通して町民に周知されている内容についても各種団体の紹介や取組事項のお知らせなど、すばらしい地域づくりの一環になっていると思います。また、町民の方は困ったときには1人で考え込まずに、まずは担当部署に電話相談をされることも周知をされています。

今後も、町民の皆様がお互いに支え合う仕組みを町として継続的に支援をしていただくことが安全・安心のまちづくりの一環となり、住んでよかったと思える町になることを祈念して一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。